

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 139 号）

☆概要のみ紹介

## 1 健康保険法施行令の一部改正

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金等の金額について、従来の金額に 4 万円を加算した額とすることとした。

〈補足〉この出産育児一時金等の金額の改正は、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、緊急の少子化対策として、平成 22 年度末までの間、その額を 4 万円引き上げるもの（産科医療補償制度加入分娩機関において出産した場合の原則 3 万円の加算と合わせて 42 万円とするもの）。

なお、今回の引上げは、平成 22 年度末までの暫定措置として行うものであり、その間に、妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担の在り方について検討を行うこととしている。

## 2 船員保険法施行令等の一部改正

船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国家公務員共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令について、1 に準じた改正を行うこととした。

この政令は、公布の日から施行することとした。